

**平成 2 8 年度東京都税制調査会
第 3 回 小委員会**

[都の重要施策を支える税制の役割に関する資料]

平成 2 8 年 9 月 5 日

「都の重要施策を支える税制の役割に関する資料」 目次

| 資料名 | 頁 |
|-------------------------------------|----|
| 課税自主権を活用した政策支援の考え方 - 検討の目的・背景 | 1 |
| 課税自主権活用の背景 | 2 |
| 法定外税の税収規模・件数の推移 | 3 |
| 課税自主権の体系 | 4 |
| 課税自主権活用に関する根拠法令・措置の主体 | 5 |
| 課税自主権における税額計算の基本的仕組み | 6 |
| 地方税法による政策税制措置（241項目）の概要 | 7 |
| 都における課税自主権を活用した政策支援の概要 | 8 |
| 平成27年度東京都税制調査会答申（抜粋） | 9 |
| 各省庁が税制改正（税負担軽減措置等）要望する際の検討項目 | 10 |
| 都における課税自主権を活用した政策支援の検討過程における着眼点について | 11 |
| 障害者に関する税制上の主な措置 | 12 |

課税自主権を活用した政策支援の考え方 - 検討の目的・背景

- 都は、これまで直面する政策課題に取り組むため、子育て支援、防災等様々な分野において税制を活用してきた。
- 政策課題の解決に向け、規制や補助金等を補うものとして税制を活用することは有効な方策の一つであり、今後も税制の活用が期待される。
- 事業所管局等からの税制に関する要望を検討する際の留意点や考え方について、合理性、有効性、相当性等の視点から改めてご議論いただきたい。
- 併せて、今後、課税自主権を活用した政策支援が期待される分野についてもご議論をいただきたい。

課税自主権活用の背景

法定外税

○平成12年 地方分権一括法における地方税法の改正

- ・法定外普通税の新設・変更に係る国の許可制度が廃止され、同意を要する協議制へ移行。
- ・住民の受益と負担の明確化などの観点から、法定外目的税が創設された。
- ・許可要件であった「税源の存在」及び「財政需要の存在」については撤廃された(※)。

※その後、税源の存在及び財政需要の存在等について十分な検討を行うことが望ましい旨の総務省通知(平成13年)あり。

○平成16年度税制改正

- ・税負担を軽減する方向で既存の法定外税の内容を変更する場合(税率の引下げ、課税期間の短縮及び法定外税の廃止)について、総務大臣への協議・同意が不要となった。

超過課税等

○平成16年度税制改正

- ・地方団体の税率設定の自由度を高める観点から、地方税法における標準税率の定義について、「その財政上特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」とされていたものを、「その財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」に改正し、要件の弾力化が図られた。

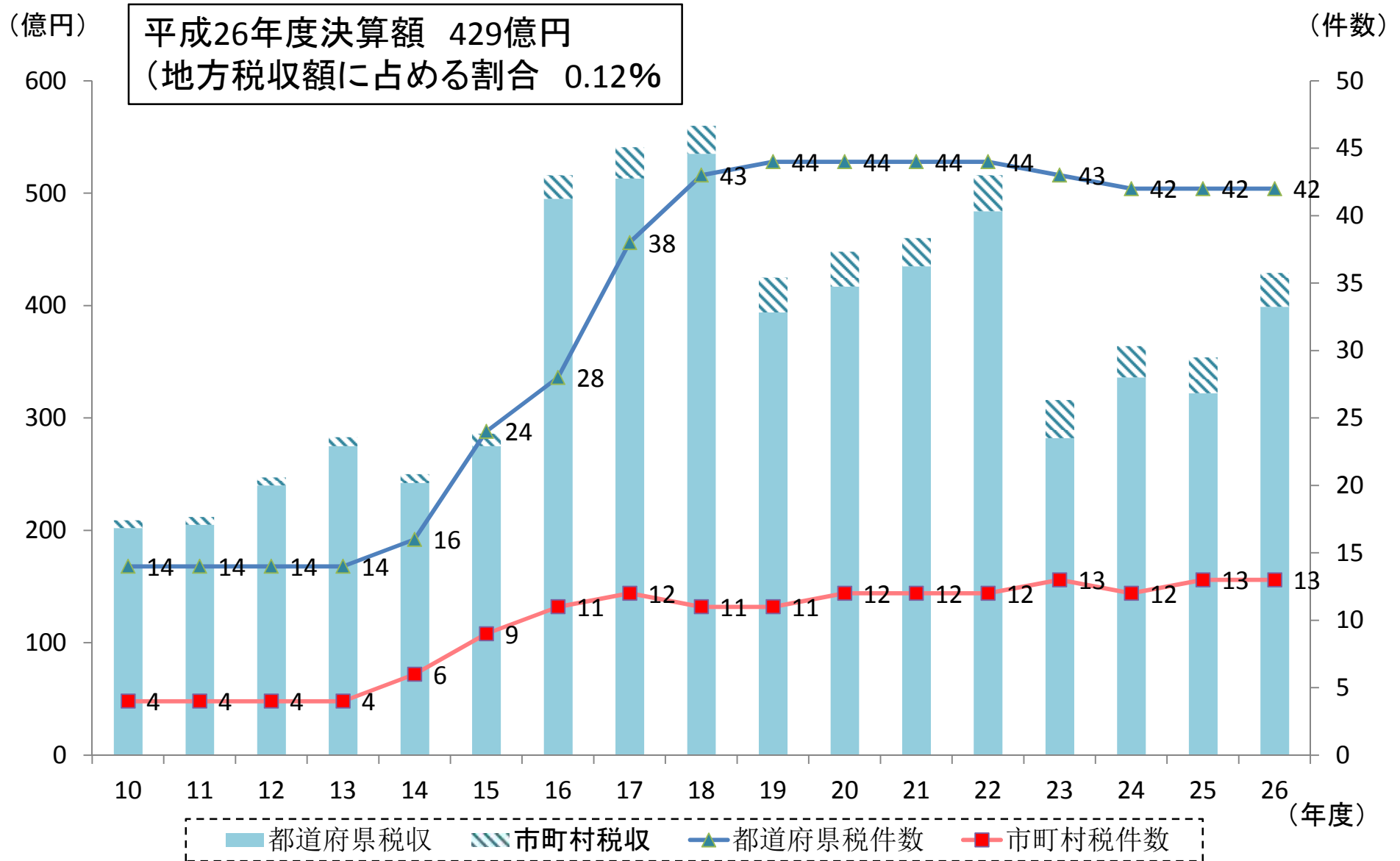
○平成18年 地方分権一括法における地方財政法の改正(平成12年改正、平成18年施行)

- ・標準税率未満で課税を行う団体について、総務大臣又は都道府県知事の許可を受ければ建設地方債を起すことが可能となった(平成17年度までは、建設地方債を起すことが認められていなかった)。

○平成10年度以降 制限税率の緩和・廃止

注 総務省「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」(平成24年11月)資料等より作成。

法定外税の税込規模・件数の推移

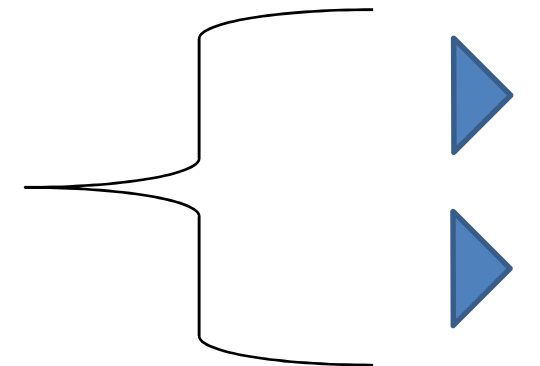


- 注1 税額については、各年度の決算額である。
 2 件数については、都道府県・市町村とも決算を計上した団体数を挙げている。
 3 総務省「地方税に関する参考係数資料」より作成。

課税自主権の体系

【課税自主権】
地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること

○税目について



法定任意税


地方団体が任意に行う特定の事業に充てることを目的に、地方税法上、「課することができる」と規定されている税目。

法定外税

地方税法で定められている税目(法定税)以外に、地方団体の条例によって税目を新設できるもの。法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。

○税率設定について

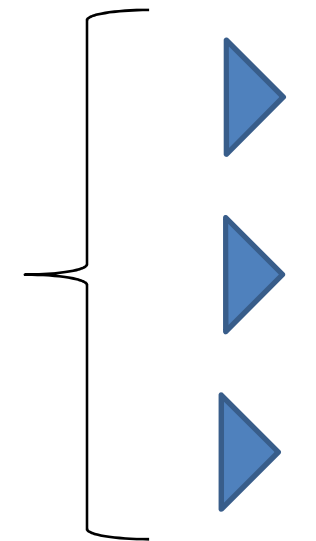
《税率の種類》
・標準税率(制限税率) ・一定税率 ・任意税率



超過課税等

標準税率とされている税目について、その税率と異なる税率を、地方団体の条例によって設定できる。一部税目には、上限となる「制限税率」が法定されている。

○その他(条例委任制度など)



課税免除・不均一課税

公益上その他の事由により必要がある場合には、条例により、課税免除や税負担軽減(不均一課税)が可能。

条例減額

地方税法に基づく措置で、一部(減額措置等)を条例によって設定する。

条例減免

災害等特別の事情がある場合に、条例により減免が可能。

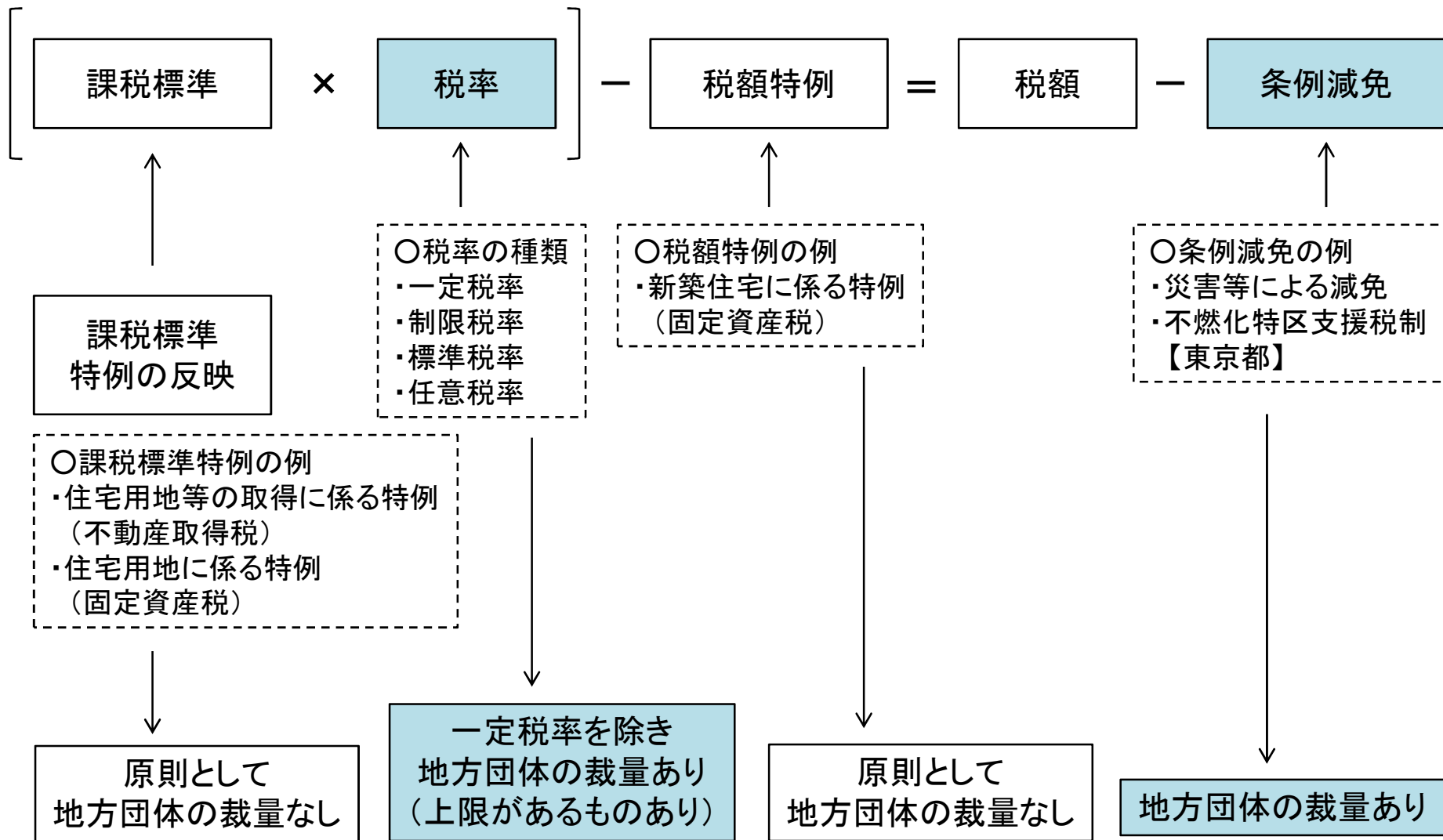
注 総務省「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」(平成23年6月29日)資料等より作成。

課税自主権活用に関する根拠法令・措置の主体

| | 国による措置 根拠: 地方税法 | 国による措置で一部を条例に委ねるもの 根拠: 地方税法、条例 | 地方団体による措置 根拠: 地方税法、条例 |
|-------------|--|---|---|
| 非課税 課税免除 | <ul style="list-style-type: none"> ○非課税 ・各種の政策目的(課税対象の公共性等)、税制上の理由により設けられているもの ・全国画一的に一定のものに対して課税しないこととしているものであって、その限りにおいて地方団体の課税権を制限 | <ul style="list-style-type: none"> ○非課税(特例対象を条例委任) ・救急用の自動車等の非課税(自動車税、軽自動車税) ・過疎バスの取得に係る非課税(自動車取得税) | <ul style="list-style-type: none"> ○課税免除(地方税法第6条第1項) ・個々の地方団体が公益上その他の事由があるときは、その独自の判断により、一定の範囲のものに対し課税しないことができる ・「課税免除」は、本来は、地方団体による「非課税」というべきもの |
| 税率 設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○税率特例 ・各種の政策目的等に基づいて、全国画一的に地方団体の課税権を制約 ・税率の軽減や税率を重課する措置もあり | <ul style="list-style-type: none"> ○超過課税等 ・標準税率とされている税目について、条例によりその税率と異なる税率で課税すること | <ul style="list-style-type: none"> ○不均一課税(地方税法第6条第2項) ・特定の場合において、ある一定の範囲の納税者に限って、条例により一般の税率と異なる税率で課税すること |
| 特例 措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○課税標準特例、税額特例 ・各種の政策目的等に基づいて、全国画一的に地方団体の課税権を制約 ・特例対象、特例割合等を法定 | <ul style="list-style-type: none"> ○税額特例(特例対象を条例委任) ・条例で指定されたNPO法人等への寄附に関する税額控除(個人住民税) ○税額特例(減額を条例委任) ・商業地等に係る条例減額制度(固定資産税) ・税負担急増土地に係る条例減額制度(固定資産税) ○わがまち特例 ・課税標準特例、税額特例の特例割合等を条例委任 | / |
| 減免 | / | / | <ul style="list-style-type: none"> ○条例減免 ・天災その他特別の事情がある場合等において個々の納税義務者の状況により、いったん発生した租税債権の全部又は一部を放棄 |

注 総務省「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会(平成24年11月)」資料より作成。

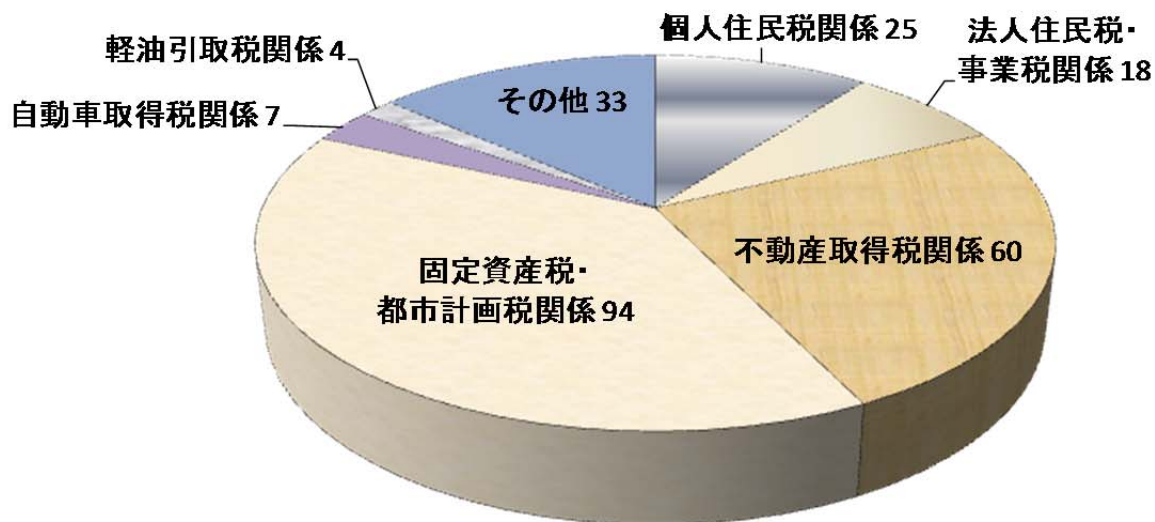
課税自主権における税額計算の基本的仕組み



※ …地方団体の裁量あり …地方団体の裁量なし

注 総務省「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」(平成23年7月25日)資料等より作成。

地方税法による政策税制措置(241項目)の概要



地方税の政策税制措置による減収額(総計1.2兆円)の内訳(平成22年度ベース)

(億円)

| 個人住民税 (18.1%) 2,178 | | | 法人住民税 ・事業税 (8.6%) 1,028 | | 不動産取得税 (30.6%) 3,680 | | | 固定資産税 ・都市計画税 (21.3%) 2,564 | | 自動車取得税 (12.9%) 1,554 | | 軽油引取税 (7.6%) 916 | その他 (0.7%) 90 |
|----------------------------------|-----------------------|----------------------|---|---------------------|---|--|----------------------|-------------------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------|------------------------|---------------------|
| 住宅ローン 特別控除 (8.5%) 1,019 | 配当所得 (5.3%) 637 | その他 (4.3%) 522 | 社保診の 非課税 ・医療法人 税率特例 (8.0%) 961 | その他 (0.6%) 67 | 宅地評価土地の 取得に係る 課税標準の特例 (21.6%) 2,599 | 住宅・土地 取得に係る 税率の特例 (7.5%) 903 | その他 (1.5%) 178 | 新築住宅 特例 (12.0%) 1,447 | その他 (9.3%) 1,117 | エコカー減税 (11.6%) 1,395 | その他 (1.3%) 159 | 課税免除等 (7.6%) 916 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

※自動車取得税・軽油引取税の「当分の間」の税率による増収(5,221億円)を差し引いた増減収の合計は6,789億円。

※数値は1億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

注 総務省「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」(平成24年11月)資料より抜粋。

都における課税自主権を活用した政策支援の概要

| 政策分野 | 例 | 対象税目 |
|----------|----------------------------|---------|
| 環境・エネルギー | 中小企業者向け省エネ促進税制 | 個、法 |
| | 自動車税のグリーン化 | 自 |
| | 次世代自動車の導入促進税制 | 自、取 |
| 都市整備 | 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する減免 | 固、都 |
| | 不燃化特区内における不燃化のための建替えに対する減免 | 固、都 |
| | 不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する減免 | 固、都 |
| | 帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する減免 | 所、固、都 |
| 福祉・健康・医療 | 地域のケア付き住まいに対する減免 | 不、固、都 |
| | 認証保育所に対する減免 | 所、不、固、都 |
| | 障害者のために専ら使用する自動車に係る減免 | 自、取 |
| 生活・産業 | 宿泊税 | |
| | 小規模非住宅用地に対する減免 | 固、都 |
| | アジアヘッドクォーター特区等における法人に対する減免 | 法、不、固、都 |
| | 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減 | 都 |

個：個人事業税、法：法人事業税、所：事業所税、自：自動車税、取：自動車取得税、不：不動産取得税、固：固定資産税、都：都市計画税

注 自動車税のグリーン化については、平成14年度から地方税法に基づく措置が実施され、都独自の重課は平成26年度まで実施された。

平成27年度東京都税制調査会答申(抜粋)

Ⅲ 地方税財政における諸課題

5 重要な政策課題への対応

(政策支援税制の活用)

- ・ 地方自治体は、少子・高齢、人口減少社会への対応や防災対策など、直面する政策課題の解決に当たっている。政策課題については、地域の特性に応じて、計画的に事業を展開していくことが重要である。
- ・ 施策を推進していくため、政策支援税制を活用することも有効な方策の一つである。その際には、公平性ととのバランス、インセンティブ効果、事業部門による施策と税制との役割分担に留意することが必要である。
- ・ 都はこれまでに、災害に強い東京を実現するため、耐震化促進税制や不燃化特区支援税制を創設し、固定資産税・都市計画税を減免する措置を講じている。また、認証保育所に対する不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税の減免や燃料電池自動車等の自動車税・自動車取得税の課税免除を行ってきている。
- ・ 今後、これまで進めてきた政策支援税制と併せ、まちづくりや環境分野、子育て支援、障害者支援などにおいて、新たな税制の活用も有効である。まちづくりでは、例えば、都市の防災性向上や良質な都市空間の創造、環境分野では、地球温暖化対策の更なる推進などが考えられる。規制や経済的支援策など他の施策とともに活用することにより、施策を効果的に進めていくことが可能となる。

各省庁が税制改正(税負担軽減措置等)要望する際の検討項目

| 区分 | | 具体的な視点 |
|----|-------------------------------|---|
| 1 | 政策目的 施策の必要性 | (個別案件ごとに異なる) |
| 2 | 減収見込額 | (個別案件ごとに異なる) |
| 3 | 合理性 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定など、政策体系の中で政策目的が位置付けられているか ・政策体系の中で優先度や必要性が高いものとして位置付けられているか ・政策の達成目標とその状況 |
| 4 | 有効性 | <ul style="list-style-type: none"> ・適用数が僅少でまたは、特定の者に偏っていないか ・税で措置することが手段として効果的か |
| 5 | 相当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか ・税で措置することが妥当か |
| 6 | 適用実績 適用による効果 要望時の目標達成状況 | (継続案件の場合に必要な視点) |

《参考》租税原則の観点からの検討区分

| 区分 | 具体的な視点 |
|----|--|
| 公平 | <ul style="list-style-type: none"> ・軽減することで失われる公平性について、住民の理解が得られるか |
| 中立 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済活動における選択を歪めないか ・特定業種の税負担が軽くならないか |
| 簡素 | <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい仕組みが構築できるか ・課税庁の徴税コストが過大にならないか |

注 各省庁「地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項」等より作成。

都における課税自主権を活用した政策支援の検討過程における着眼点について

| | 認証保育所に対する減免 | 次世代自動車導入促進税制 | 不燃化特区支援税制 |
|----|-------------------------------------|---|--|
| 目的 | 東京都が認証する保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進に資する | 環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援 | 不燃化特区制度における特別の支援の一つとして、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却促進を税制面から支援 |
| 創設 | 平成 13 年度 | 平成 21 年度 | 平成 25 年度 |
| 概要 | 認証保育所に係る不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免 | CO2 排出量の少ない次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）に係る自動車税及び自動車取得税を課税免除 | 不燃化特区内において建て替えた住宅及び老朽住宅の除却を行った土地に係る固定資産税・都市計画税を減免 |

【創設時に検討した主な着眼点】

| | | | |
|-----------------------|---|--|--|
| 政策目的 政策の必要性 合理性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都福祉改革推進プラン」（平成 12 年 12 月 福祉局） ・ 設置数（A 型）50 か所（平成 16 年度） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都 EV・pHV 普及促進プロジェクト」（平成 21 年 5 月 環境局） ・ 5 年間で約 15,000 台の普及目標 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」（平成 24 年 1 月 都市整備局） ・ 平成 32 年度までに延焼による焼失ゼロ（整備地域の不燃領域率平均 70%） |
| 有効性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の支援制度とあわせて、 ・ 事業者にとっての負担軽減効果 ・ 新たに導入される認証保育所制度の普及、定着への寄与 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の支援制度とあわせて、 ・ ユーザーにとっての負担軽減効果 ・ 次世代自動車の普及目標達成への寄与 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の支援制度とあわせて、 ・ 所有者にとっての負担軽減効果 ・ 不燃化促進に向けた目標達成への寄与 |
| 相当性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所への非課税措置との均衡 ○ 減収による影響 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存のグリーン化特例やエコカー減税との均衡 ○ 減収による影響 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化のための建替え、改修といった既存の軽減措置との均衡 ○ 対象地域、対象資産（土地・家屋）をどのように設定するか ○ 老朽住宅除却後の土地の適正管理をどのように確認するか ○ 減収による影響 |
| その他留意点 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都に課税権のない都内市町村における固定資産税等（導入当初は事業所税は対象外）の取扱いとの差異 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都に課税権のない軽自動車税（区市町村税）における取扱いとの差異 ○ 軽減期間をどの程度とするか | <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽減期間をどの程度とするか |

障害者に関する税制上の主な措置

〈国税〉

○所得税

| 項目 | 概要 |
|-----------------|--|
| 障害者控除 | 居住者又は控除対象配偶者等が障害者に該当する場合に、所得金額から一定金額を控除 |
| 共済制度に基づく給付金の非課税 | 地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づく給付金を非課税とする |
| 共済制度に係る掛金の控除 | 地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に係る掛金を所得金額から控除 |
| 少額貯蓄非課税制度 | 障害者等が、所定の手続きをとる場合に限り、元本350万円までの利子等については、所得税を課さない |

○相続税・贈与税

| 項目 | 概要 |
|-------------------------------|--|
| 共済制度に基づく給付金の受給権に係る相続税・贈与税の非課税 | 地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づく給付金の受給権については相続税・贈与税を課さない |
| 障害者控除 | 障害者が相続により財産を取得した場合、一定金額を相続税額から控除 |
| 贈与税の非課税 | 特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち一定金額については、贈与税を課さない |

○消費税

| 項目 | 概要 |
|--------------------------|---|
| 身体障害者用物品の非課税 | 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け等を非課税とする |
| 社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等の非課税 | 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設を経営する事業、障害者福祉サービス事業等として行われる資産の譲渡等を非課税とする |

≪地方税≫

○個人住民税

| 項目 | 概要 |
|--------------|--|
| 障害者控除 | 納税義務者又は控除対象配偶者等が障害者に該当する場合に所得金額から一定金額を控除 |
| 非課税限度額 | 障害者等であって前年中の合計所得金額が125万円以下の者については、住民税を課さない |
| 共済制度に係る掛金の控除 | 地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に係る掛金を所得金額から控除 |

○個人事業税

| 項目 | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| 重度の視力障害者のあん摩、はり等 医業に類する事業に対する非課税 | 重度の視力障害者があん摩、はりその他の医業に類する事業を行う場合、事業税を非課税とする |

○自動車税・自動車取得税・軽自動車税

| 項目 | 概要 |
|-----------------------|--|
| 障害者のために専ら使用する自動車に係る減免 | 障害者手帳等の交付を受けている者が使用する自動車で一定の要件を満たす場合に、自動車税・自動車取得税・軽自動車税を減免 |

注 内閣府ホームページ等より作成。